

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

上記代理人

[Redacted]

上記審査請求人が、平成24年2月1日付けで提起した姫路市福祉事務所長の住宅扶助支給申請にかかる保護却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

姫路市福祉事務所長が平成23年12月21日付けで審査請求人に対してした住宅扶助支給申請却下処分を取り消します。

審査請求の趣旨及び裁決の理由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、姫路市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成23年12月21日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して通知した生活保護における住宅扶助の支給申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものです。

第2 審査請求の理由

本件審査請求の理由について請求人は、次のとおり主張しているものと解されます。

請求人は、平成14年4月1日から、請求人の長男の自宅1階部分について、家賃5万円と光熱費の40%を支払うという賃貸借契約を請求人の長男と結び、弁当屋を営んでいた。その後、平成20年10月に骨折し、手術後に長期のリハビリが必要となったため、弁当屋を閉めたところ、家賃を支払うことができなくなった。また、医療費や国民健康保険料の支払いに困窮し、請求人の長男からの援助もこれ以上望め

ないことから、平成23年10月18日に処分庁に対し生活保護の申請をし、同日から生活保護を受給しているが、住宅扶助については、平成23年12月21日付けで本件処分を受けた。

しかし、請求人と請求人の長男との賃貸借契約については解除されていないことから、家賃は発生しており、請求人は家賃の支払いに困窮しているため、住宅扶助の支給を認めるべきである。

したがって、本件処分は不当であるから、取消しを求める。

第3 当庁の認定した事実及び判断

1 当庁の認定した事実は、次のとおりです。

- (1) 請求人は、処分庁に対し、平成23年10月18日、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護申請書を提出したこと。当該申請書には、保護を申請する理由として「手術後、体も思うように動かず、収入も減り、生活が出来ない。」と記載されていること。
- (2) 処分庁は、平成23年10月21日にケース診断会議を行ったこと。同日のケース診断会議記録表には、請求人と請求人の長男を別世帯として認定するべきかを検討した結果について、「長男宅は完全分離2世帯住宅となっており、構造上、共有部分もなく共同購入や共同消費等はみられない。入居時からお互いに独立した生活を送っていることが明らかであるため、別世帯として認定する。住宅扶助については、長男との賃貸借契約が確かなものであるか契約書のみでは判断できないため、長男から家賃の領収書、不動産所得として確定申告していることがわかる書類を提出された時点で、再度、支給について検討したい。」と記載されていること。
- (3) ケース記録によれば、扶養義務者の状況として、請求人の長男について、「(主) (請求人。以下同じ。) と賃貸契約を交わしているがH20.12以降、(主) から家賃の支払いが滞っている。また、足らずの生活費を毎月、1万から1万5千円負担してきたが、自分たちの生活も困窮している状態であり、今後の援助は困難である。」と記載されていること。
- (4) 処分庁は、平成23年10月28日付けで保護開始決定処分を行ったこと。当該通知書には、決定区分として「開始」、決定を行う日として「平成23年10月18日」、決定を行った理由として「援助の喪失による。」と記載されていること。また、保護の種類及び金額のうち、住宅扶助については「0円」と記載されていること。
- (5) 平成23年10月31日付けケース記録によれば、「(主) 来所。長男同席。(中略) 住宅扶助の支給については、長男からの必要書類提出後に検討する旨、伝えておいた。」と記載されていること。
- (6) 同年12月7日付けケース記録によれば、「長男及び[]の[]来所。長男から家賃証明書及び家賃振込先の通帳、通い帳を受理する。長男へ提出された書類により住宅扶助の支給について再度検討する旨、伝え、後日、その結果を報告する旨、伝えた。」と記載されていること。
- (7) 同日付けの受付印が押印された領収書の写しによると、「1か月¥50,000

一」、「自2002年4月30日 至 年 月 日 この領収証は一年間使用し、金銭の授受についての確証となるものですから大切に保管してください」と記載されており、平成14年4月分から平成15年3月分まで、それぞれ2002年（平成14年）4月30日、5月29日、7月1日、7月29日、8月30日、10月7日、10月30日、12月4日、12月30日、2003年（平成15年）2月3日、2月25日、3月31日に「領収しました。」と記載され、印鑑が押印されていること。以降も同様に、平成21年8月分までについて、平成15年5月2日から平成21年9月14日までに「受取りました」又は「領収しました」と記載され、印鑑が押印されていること。

(8) 請求人が処分庁あてに提出した平成14年3月20日付けの賃貸借契約書によれば、次のとおり記載されていること。

①当事者 賃貸人（甲）請求人の長男
賃借人（乙）請求人

②貸 室 [REDACTED]
1階16平方メートル

③使用目的 住居

④賃 料 1ヶ月 金五万円也
(中略)

⑧賃貸期間 平成14年4月1日から平成16年3月31日まで
(第1条略)

第2条 賃料、共益管理費、袖看板使用料（以下あわせて賃料等という）の1ヶ月未満は、日割計算とする。

2. 乙は、甲または甲の指定人に対して、翌月分の賃料等を毎月末日までに持参または振込によって支払う。

第3条 乙が使用した電気、ならびに水道の料金その他乙が賃貸借室を使用するにつき生じた一切の費用（清掃料等を含む）は、乙の負担とする。

2. 乙は、前項の費用を甲の定めた算定方式に従い、賃料と同時に支払う。（光熱費の40%とする）

(第4条略)

第5条 賃貸借期間満了の6ヶ月前までに甲または乙の何れか一方から相手方に対して書面で特段の意志表示をしないとき本契約は更新されて、賃貸借期間満了の翌日からさらに2年間継続するものとする。

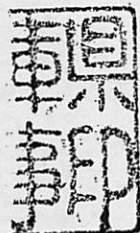
2. 前項の場合、甲、乙は、賃料等を協議の上改定できるものとする。
3. その後の期間が満了したときも前2項と同様とする。

(第6～15条略)

第16条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告なしに本契約を直ちに解除することができる。

①賃料等の支払を2ヶ月分以上怠ったとき。

②他の借主の迷惑、妨害となる行為があったとき。



③仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、会社整理、会社更生、手形・小切手の不渡り、解散、倒産、死亡または禁治産、準禁治産の宣告等があったとき。

④本契約、又はこれに付随する諸規約、約定その他に違反したとき。

⑤その他不都合な事情があるとき。

- (9) 処分庁は、平成23年12月12日にケース診断会議を行ったこと。同日のケース診断会議記録表には、「住宅扶助は、生活保護法第14条では困窮のため最低限度の生活を維持することができないものに対し支給することになっている。H20.10以降も家賃を支払わず生活維持できていた事実がある。これは家賃を支払うことができない(主)に対して、長男が扶養の意識から家賃の免除を行っていたと推測できる。また、(主)が真に家賃が必要であるかどうかを考えると、現状では長男からの援助が十分期待でき、当所が支給しないからといって、法第14条に定める困窮のため最低限度の生活を維持できないものと考えすることはできない。さらに、(主)に対し住宅扶助を行なうとなれば、扶養義務のある長男の資産を増加させることとなり、納税者からの感情も踏まえると生活保護の根幹を損なうものといわざるをえない。このような考えかたは社会通念からして逸脱した考え方とはいえない。姫路市の住宅手当の支給要件によると、親子関係での住宅手当申請の場合であれば、所有者が他人を含む最低2、8件以上の契約がある等の不動産業の事業を営んでいる場合には事業用として契約の妥当性を認め認定することがある。この基準を当該ケースに当てはめると、(主)の長男は事業として(主)に貸し付けているわけではない。次に、親子関係が希薄であり、扶養が全く期待できず長きに渡り家賃として支払っている場合であって、家主と借家人としての関係が長期に及んでいる場合(またそのような関係にならざるを得ない特別な事情がある場合)には支給もできる可能性があるが、当該ケースについては、少なくとも関係は良好であり、2年程度家賃を免除していた期間もあることから、契約に基づく家主と借家人としての関係は認めがたい。(主)と長男とで交わされた契約書の有効性について検討すると、親子で契約を交わされていたからといって、一律に契約の効力を否定するものでもない。ただし、本ケースの場合においては、契約の内容を厳格に適用し義務を履行させるものではない。何故なら2年間に渡り家賃の免除を行なうなどすることや、不払いを理由に強制的に支払を講じるような措置を行なっていなかったからである。当該契約は単に金額を定めた程度であると考えられる。この契約に基づいて家賃支払義務が生じるとは考えにくいものである。以上のことから、(主)に対し住宅扶助が必要であるか考えると本申請については却下することが妥当であると考え。」と記載されていること。
- (10) 処分庁は同月21日付けで本件処分を行ったこと。支給申請却下通知書には、通知文として「平成23年10月18日付の住宅扶助支給申請については、下記の理由により却下します。」、却下の理由として「生活保護法第14条に規定する住宅扶助(方法としては金銭給付)を行わなくても、最低限度の生活が可能であると判断したため。」、決定遅延理由として「関係資料提出遅延のため。」と記載されていること。

2 当庁の判断は、次のとおりです。

(1) 法第14条によれば、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとされています。

具体的には、日々の生活の場として家屋の家賃、間代、地代等の住まいの確保に要する費用のほか、破損等により住居としての機能に障害が生じた場合の小規模な補修費を保障することとしています。

(2) 厚生省社会局長通知（昭和38年4月1日社発第246号）第7-4-(1)-アによれば、家賃、間代、地代等については「居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。」とされています。

(3) 法第4条第2項によれば、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」とされています。

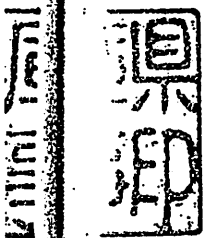
(4) 厚生労働事務次官通知（昭和36年4月1日厚生省発社第123号）第5によれば、「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。」とされています。

(5) 生活保護制度においては、民法の解釈上通説とされている「生活保持義務関係」と「生活扶助義務関係」の概念を採用し、扶養義務の取扱いの目安としており、厚生省社会局長通知（昭和38年4月1日社発第246号）第5-2-(5)-イによれば、生活扶助義務関係における扶養の程度は、「社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損なわない限度」とされています。

(6) 別冊問答集2011年度版140ページによれば、生活保持義務関係とは「夫婦」及び「親の未成熟の子に対する関係」とされており、生活扶助義務関係とは、「直系血族（親の未成熟の子に対する関係を除く）及び兄弟姉妹」及び「三親等内の家族で家庭裁判所が特別の事情ありと認める者」とされています。

(7) これらを本件についてみると、当庁の認定した事実(10)のとおり、処分庁は金銭給付として住宅扶助を支給しなくても、最低限度の生活が可能であると判断し、本件処分を行っています。

請求人が住宅扶助を必要としていたかについて、処分庁は弁明書において、請求人が家賃を支払わずに現住居に住み続けることができたのは、家屋の無償提供という形の請求人の長男の扶養であるとし、「生活保護の申請を契機に審査請求人と長男とのこのような住居及び扶養に係る関係が変更される客観的な事実認められなかった」と主張していますが、当庁の認定した事実(3)のとおり、処分庁は平成23年10月18日に請求人の長男と面談し、請求人の長男は、



これまで請求人を援助してきたが、今後の援助は困難であると主張しています。また、平成23年10月28日付保護開始決定処分において、決定を行った理由を「援助の喪失による。」としており、扶養義務者からこれ以上の援助が見込まれないことを理由として保護を開始していることから、家屋の無償提供について今後も継続すると判断することは妥当とはいえません。

(8) また、請求人と請求人の長男との間で結ばれた賃貸借契約については、当庁の認定した事実(8)のとおり、賃料等の支払いが2ヶ月分以上行われなかった場合には、契約を解除することができる規定されていますが、契約が解除されず、今後契約が解除される見込みがないことをもって、賃貸借契約の有効性を認めないという処分庁の判断は妥当とはいえません。

(9) なお、(6)により請求人と請求人の長男は生活扶助義務関係にあることから、(5)により請求人の長男は、社会通念上ふさわしいと認められる程度の生活を損なわない限度において、請求人を扶養する義務があり、(3)により、その扶養は法による保護に優先して行われなければなりません。

本件においては、請求人の長男が請求人に対して家屋を無償提供することによって、社会通念上請求人の長男にふさわしいと認められる程度の生活を損なうこととなるかを検討することとなります。ここで、別冊問答集2011問5-6によれば、扶養義務の程度についての具体的な基準は、家庭裁判所の審判例によって形成していくほかないとして、基準等は示されていませんが、(4)により、扶養義務は努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこととされていることから、処分庁が一方的に扶養の程度を決定することは望ましくありません。

法第77条第1項によれば、「被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる」とされており、同条第2項によれば、「前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。」とされています。

したがって、処分庁は、扶養義務者である請求人の長男に対して、生活保護制度における扶養義務の取扱いを十分に説明し、扶養を求めるとともに、請求人の長男が負担すべき額について、処分庁と請求人の長男の間に協議が調わない場合は、家庭裁判所に申立をすべきです。

以上により、本件処分には、重大な瑕疵があると認められますので、行政不服審査法(昭和37年法律160号)第40条第3項の規定を適用して主文のように裁決します。

平成24年8月23日

兵庫県知事 井戸 敏三

